

# 監査結果の概要を公表します

監査委員は、市役所の仕事が生しく効率的に行われ、事業の効果を上げているか、皆さんの納めた税金などが、無駄遣いされていないかなどを確認しています。

## 定期監査

### 対象

市長部局(19課)、消防本部、議事事務局、教育委員会(3課)、農業委員会事務局、監査委員事務局、公営企業3事業(水道、公共下水道、農業集落排水)

### 期間

令和7年9月25日～令和8年2月26日

### 方法

各所管の財務に関する事務や経営に係る事業の管理が、適正かつ効率的に行われ、住民福祉の増進のために効果を上げているかなどといった点に着目し、提出された資料について担当課長などに説明を求めました。

### 結果

全体的に予算の執行状況や事

## 財政援助団体などの監査

### 対象と期間

●株式会社塚原緑地研究所…令和7年10月1日～29日

●旭市スポーツ協会…令和7年12月1日～24日

### 方法

市が補助金を交付している団体や公の施設の指定管理者に対し、補助金の管理運用状況、施設の管理や会計処理に関する事務の執行状況などについて、関係書類の提出を求め調査を行うとともに、関係者に説明を求めました。

### 結果

株式会社塚原緑地研究所にお

務処理状況は、おおむね適正に処理されているものと認められました。

ける海上キャンプ場および滝のさと自然公園の指定管理業務の執行は、協定書などの目的に沿って適正に実施されており、出納そのほかの事務も、おおむね適正に執行されているものと認められました。

旭市スポーツ協会については、補助金に係る出納そのほかの事務が、おおむね適正に執行されているものと認められました。

監査結果は、市ホームページで確認できます。

監査委員



## 監査委員

木村哲三、宮内敏之、木内欽市

## 問い合わせ先

監査委員事務局

☎62-5319

## 市が保有する情報を開示しています 情報公開・個人情報保護制度の運用状況

市では、市政の透明性を高める「情報公開制度」と、個人のプライバシーを守る「個人情報保護制度」を設けています。その概要と令和7年度の運用状況をお知らせします。

### 情報公開制度とは

公正で透明性の高い市政運営のため、公文書の開示を請求できる制度です。

### 個人情報保護制度とは

市が保有する個人情報の適正な取り扱いを確保し、本人またはその代理人が、自身の個人情報の開示・訂正・利用停止の請求をできる制度です。

### 情報開示・個人情報開示請求の流れ

#### ①窓口で請求

公文書や個人情報を保有する課か総務課へ請求書を提出してください。請求書は、市ホームページから入手できます。

#### ②開示・不開示などの決定

請求のあった日から、情報公開制度の場合は15日以内、個人情報保護制度の場合は30日以内に開示・不開示などを決定し、請求者に通知します。

#### ③開示などの実施

担当課で行います。来庁の際は、決定通知書とマイナンバーカードなどの本人確認書類を持参してください。



### 令和7年度の運用状況

区分	情報公開	個人情報保護
請求件数	27件	166件
開示件数	5件	165件
部分開示件数	7件	0件
不開示件数	16件	1件

※請求件数と各開示件数の合計は、必ずしも一致しません。

### 審議会などの会議の公開

審議会などの会議は傍聴ができます。対象の会議は、開催1週間前までに市役所1階のモニターでお知らせします。

### 問い合わせ先

総務課庶務行政班(☎62-5310)